

2026年度 アイエイアイ奨学生 募集要項

1. 趣旨	この奨学金は、株式会社アイエイアイの指定する理工科系の四年制大学在学中の大学生における修学を援助し、将来有用な人材を育成することを目的とする。
2. 応募資格	日本国籍を有し、2026年4月現在、学部3年生で以下の全ての条件にあてはまる者。 (1) 健康で、学業成績、人柄ともに優れている者 (2) 機械工学・精密工学・電気工学・電子工学・制御工学等を専攻している者 (3) 在学する大学の推薦を受けた者 ※すでに他の奨学金（給付型・貸与型を問わず）を受けている学生も対象です。
3. 制度の概要	
(1) 奨学金の額	月額 50,000円 [給付奨学金]
(2) 支給期間	2026年4月～2028年3月の24ヶ月間
(3) 支払方法	3ヶ月分をまとめて最初の月の月末までに振込 ※初回は6ヶ月分をまとめて7月末までに振り込みます。
(4) 募集定員	10名（予定）
4. 応募方法	必ず学校（学部）を通じて応募すること。
(1) 提出書類	①奨学生願書（本人写真添付のもの） ②在学する大学の校長または学部長の推薦書 ③成績証明書
(2) 募集期間	2026年4月1日～2026年5月29日 大学提出締切 5/15(金)
(3) 採用決定時期	2026年6月末頃（予定）
5. 奨学生の義務	(1) 当社奨学金規定（別紙）を遵守すること (2) 当社が開催する会社行事等に出席すること（1～2回を予定）
6. 個人情報の保護について	応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。
7. その他	(1) 応募書類は返却いたしません。また、合否の理由についての問い合わせにはお答えできません。 (2) 応募にあたり世帯収入の制限はありませんが、経済的な支援の必要性を選考基準の一つとし、総合的に判断します。

<お問い合わせ先>

〒424-0114 静岡県静岡市清水区庵原町 1210

株式会社アイエイアイ 採用育成課 松永

TEL : 054-376-4785 FAX : 054-364-5182

Email : sekai-matsunaga@iai-robot.co.jp

株式会社アイエイアイ 奨学金規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この奨学金は、株式会社アイエイアイ（当社）の指定する理工科系の四年制大学（指定大学）在学中の大学生における修学を援助し、将来有用な人材を育成することを目的とする。

第2条 (奨学生の資格)

日本国籍を有し、指定大学の学部3年生で、以下の全ての条件にあてはまると当社が認め、第5条により採用された者を奨学生とする。

- ①健康で、学業成績、人柄ともに優れている者
- ②機械工学・精密工学・電気工学・電子工学・制御工学等を専攻している者
- ③在学する大学の推薦を受けた者

※すでに他の奨学金（給付型・貸与型を問わず）を受けている学生も対象とする。

第3条 (奨学金の金額および支給期間)

奨学金の額は、次の通りとする。

月額5万円

2. 支給期間は、学部3年生4月より2年間とする。

第2章 出願、採用および奨学金の支給

第4条 (奨学生願書等の提出)

奨学生志願者は、次の各号に掲げる書類を在学する大学の事務局を通じて提出するものとする。

- (1) 奨学生願書（本人写真添付のもの）
- (2) 在学する大学の校長または学部長の推薦書
- (3) 成績証明書

第5条 (奨学生の採用)

奨学生の採用は、社内選考を経て、当社の代表取締役社長が決定する。

2. 選考結果は在学する大学の事務局を通じて応募者に通知する。
3. 奨学生に採用された者は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書等を当社に提出しなければならない。

第6条 (奨学金の支給)

奨学金は、初回支給は6ヶ月分を支給し、その後は3ヶ月分毎に支給するものとする。

2. 奨学金の支給は、在学する大学の事務局経由、又は、直接本人に送金して行うものとする。

第7条（奨学金受領の確認）

奨学生は、奨学金を受領後、遅滞なく受領書を当社に提出しなければならない。

第8条（成績・在学状況報告）

奨学生は、学部4年生6月末までに成績証明書及び在学証明書（当年4月1日以降に発行されたもの）を当社に提出しなければならない。

第9条（異動等の届け出）

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに当社に届け出なければならない。

- ①休学、留年、停学、転学、退学または、1ヶ月以上にわたって欠席しようとする場合
- ②奨学金を辞退する場合
- ③転居、改氏名、その他重要事項等に変更があった場合

第10条（奨学生の地位喪失、奨学金の支給停止）

次の場合は、奨学生の地位を喪失し、奨学金の支給を停止する。

- ①奨学生が停学、転学、退学または、1ヶ月以上にわたって正当な理由なく欠席した場合
 - ②奨学生が死亡した場合
2. 前項第1号の場合において、本人が当社に届け出なかったとき、又は、届け出が遅れたときは、各事由の発生時点にさかのぼり奨学生としての地位を失い、各事由の発生時点後に支給した奨学金は当社に返還しなければならない。
3. 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等の意見を聴いた上で、奨学生の地位を失わせ、奨学金の支給を停止することがある。
- ①奨学生志望出願の際、事実をいつわった場合
 - ②品行不良である場合
 - ③学業成績が著しく不良となった場合
 - ④留年した場合
 - ⑤第9条に規定する書類を提出しない場合
 - ⑥その他前各号に準じると判断される場合

第11条（奨学生の地位の復活）

前条の規定により奨学生の地位を喪失した者が、その事由が止んで在学する大学の校長等を経て願い出たときは、奨学生の地位を復活させることがある。

第 12 条（個人情報の保護に関する方針）

奨学生応募者に関する個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡等奨学事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

第 3 章 補則

第 13 条（実施細目）

この規定の実施について必要な事項は、別に定める。

株式会社アイエイアイ 御中



アイエイアイ奨学生 願書

年 月 日 現在

氏名	(フリガナ)
現住所	〒 TEL :
E-mail	PC : 携帯 :
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
現在の学籍	(大学名) (学部) (学科) (学年)
学歴	年 月 高等学校卒業 年 月 大学 学部入学
休暇先住所	〒 TEL :
他の奨学金の利用	他の奨学金 利用あり 利用なし 奨学金名 _____

家族及び所得の状況	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	職業	給与所得(税込)	給与所得以外の所得(税込)
		父				万円	万円
		母				万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
	就学者	続柄	氏名	年齢	在籍学校名		学年
					国・公・私立		
					国・公・私立		
					国・公・私立		

1. 奨学金を希望する理由

2. 学んでいる内容・研究内容

3. 学業以外で取り組んでいること（ボランティア活動・サークル・他）

4. 保有資格・スキル

5. 卒業後の進路・目標

推 薦 書

千 葉 工 業 大 学

年

上の者は、学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、
アイエイアイ奨学生の出願資格に合致しているものと認め
ここに推薦いたします。

令和 年 月 日

千 葉 工 業 大 学

公印

株式会社アイエイアイ 代表取締役社長 石田徹 殿

推 薦 書

〇〇大学 〇〇学部
〇年 △△ △△

上の者は、学業・人物ともに優秀でかつ健康であり、
アイエイアイ奨学生の出願資格に合致しているものと認め
ここに推薦いたします。

令和 〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇大学 〇〇学部長 △△ △△

公印

株式会社アイエイアイ 代表取締役社長 石田徹 殿